

岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付要綱

(平成25年4月5日制定)

(趣旨)

第1条 本市内の中小企業の新技術、新商品・新製品の開発導入を促進し、もって市内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 岡山市中小企業保証融資制度要綱第29条第1項第1号の規定による資金を借り入れた者のうち、別表1に掲げる事業を行い、かつ、次に掲げる認定要件のいずれかに該当する者であること。

ア 本市及び国、県等の補助事業に過去5年以内に採択された研究開発を行う者

イ 本市及び国、県等の補助事業に過去5年以内に採択され、開発された技術や製品等を活用して事業活動を行う者

ウ 大学、公的研究機関等と共同して研究開発を行う者

エ 大学、公的研究機関等との共同開発により過去5年以内に開発された技術や製品等を活用して事業活動を行う者

オ 自らが取得した特許権、実用新案権又は意匠権を利用した事業を行う者

カ その他、新技術又は新商品・新製品の開発または研究について、先進的かつ優れているものと市長が特に認める者

(2) 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人にあつては1年以上継続して市内に在住している者）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(交付の制限)

第4条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

(1) 補助事業者が資金を融資目的に従って使用しないとき。

(2) 補助事業者が償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日まで（平成25年度にあつては、平成25年4月1日から同年12月31日まで）の間に支払った岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息は補助対象外とする。）に1%を乗じ、融資利率で除した額とする。

2 前項の規定により算出した額に、百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給金の交付の対象となる期間は、約定利息の支払の1回目から12回目までとする。

(交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする補助事業者は、岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、毎年1月末までに市長に提出して行わなければならない。

(1) 支払利息の額を証する書類

(2) 市税納税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告の免除)

第10条 規則第16条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。

(利子補給金の請求)

第11条 規則第19条第2項に規定する利子補給金の交付請求は、岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付請求書(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の交付請求は、毎年1月中に前年1月1日から12月31日までに支払った約定利息(平成25年度にあつては、平成25年4月1日から同年12月31日まで)に対して行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

別表 1

岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付要綱第3条第1項第1号に規定する事業は、岡山市産業振興ビジョン（平成23年3月岡山市策定）に掲げる重点分野で、次に定める事業とする。

1 医療、健康・福祉関連分野

- (1) 医薬品、医療機器又は医療用品の開発もしくは製造を行う事業
- (2) 医薬品の製造に係る装置の開発又は製造を行う事業
- (3) 介護を必要とする者又は介護を行う者の負担の軽減に資する福祉用具の開発もしくは製造を行う事業
- (4) 健康の保持増進を図るための製品の開発又は製造を行う事業
- (5) 医療、健康・福祉に関するサービス提供に係るソフトウェアの開発又は製造を行う事業
- (6) 上記(1)から(5)までに規定する事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業

2 食品関連産業分野

- (1) 食品の開発又は製造を行う事業
- (2) 食品の製造に係る装置又は食品加工機器の開発もしくは製造する事業
- (3) 岡山産の農水産物を利用した製品の開発又は製造を行う事業
- (4) 上記(1)から(3)までに規定する事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業

3 環境・エネルギー関連分野

- (1) 地球温暖化などの環境問題の解決又は資源循環型の取組など環境負荷の軽減等に資する製品の開発もしくは製造を行う事業
- (2) 新エネルギー又は既存エネルギーの高度利用等の普及に資する製品の開発もしくは製造を行う事業
- (3) 環境問題の解決、環境負荷の軽減、新エネルギーの開発又は既存エネルギーの高度利用等の研究開発に係る装置の開発もしくは製造を行う事業
- (4) 上記(1)から(3)までに規定する事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

岡山市長 様

所在地
名 称
代表者

印

岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付申請書

岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、交付の申請をします。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 補助対象事業 岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 金融機関が発行した利息支払証明書
- (2) 市税納税証明書

様

岡山市長

岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった利子補給金については、岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業名 岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金
- 2 補給金交付決定額 円

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

岡山市長 様

所在地
名 称
代表者

印

請 求 書

年 月 日付岡山市指令 第 号をもって交付決定のあった件について、岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

1 請求額

円

添付書類 岡山市中小企業新技術、新商品・新製品開発導入資金利子補給金交付決定通知書の写し